

(平成十五年旧特許法の一部改正)
第八條 特許法等の一部を改正する法律(平成十五年法律第四十七号)附則第二条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の特許法(次条において「平成十五年旧特許法」という。)の一部を次のように改正する。
第七條第一項の表下欄中「一万四千四百円」を「一万三百円」に、「千円」を「九百円」に、「七千九百円」を「一万六千六百円」に、「千四百円」を「千三百円」に、「三万五千八百円」を「三万二千二百円」に、「二千八百円」を「二千五百円」に、「七万六千六百円」を「六万四千四百円」に、「五千六百円」を「五千円」に改める。
(平成十五年旧特許法の一部改正に伴う経過措置)

第九條 施行日前に前条の規定による改正前の平成十五年旧特許法第七條第一項の規定により既に納付した特許料又は施行日前に同項の規定により納付すべきであった特許料(施行日前に旧特許法第九條の規定によりその納付が猶予されたものを含む。)については、なお従前の例による。
(中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律及び福島復興再生特別措置法の一部改正)

第十條 次に掲げる法律の規定中「第四十一条の二第二項若しくは第二項」を「第四十一条の二第二項若しくは第七項」に改める。
一 中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律(平成十九年法律第三十九号)第十四條第一項及び第三項
二 福島復興再生特別措置法(平成二十四年法律第二十五号)第六十四條第二項及び第四項
経済産業大臣 宮沢 洋一
内閣総理大臣 安倍 晋三

政 令

経済産業省組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

平成二十七年七月十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第二百七十一号

経済産業省組織令の一部を改正する政令
内閣は、国家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)第七條第五項及び第二十一条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

経済産業省組織令(平成十二年政令第二百五十四号)の一部を次のように改正する。
第十二條の見出し中、「調査統計審議官」を削り、「商務流通保安審議官」の下に、「原子力事故災害対処審議官」を加え、同条第一項中、「調査統計審議官一人」を削り、「商務流通保安審議官一人」の下に、「原子力事故災害対処審議官一人」を加え、同条中第四項を削り、第五項を第四項とし、第六項を第五項とし、第七項を第六項とし、同項の次に次の一項を加える。

7 原子力事故災害対処審議官は、命を受けて、経済産業省の所掌事務に関する重要事項のうち原子力事故災害(平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下この項において同じ。)への対処(原子力事故災害からの福島県の区域その他の区域の復興及び再生に係る取組を含む。)に関するもの企画及び立案に関する事務並びに関係事務を総括整理する。

第二百二十四条中「政策課 電力市場整備課」を「政策課」に、「原子力立地・核燃料サイクル産業課」を「原子力立地・核燃料サイクル産業課」に改める。
第二百二十五条第二号中「電力市場整備課及び」を削り、同条中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。
三 電気の適正な計量の実施の確保に関すること(電気の取引に関するものに限る。)
第二百二十六条を削り、第二百二十七条を第二百二十六条とし、第二百二十八条を第二百二十七条とする。
第二百二十九条第二号中「原子力立地・核燃料サイクル産業課」の下に「及び放射性廃棄物対策課」を加え、同条を第二百二十八条とする。

第三百三十条第三号中「並びに放射性廃棄物」を削り、同条中第四号を削り、第五号を第四号とし、同条を第二百二十九条とし、同条の次に次の一条を加える。
(放射性廃棄物対策課の所掌事務)

第三百三十条 放射性廃棄物対策課は、次に掲げる事務をつかさどる。
一 エネルギーとしての利用に関する放射性廃棄物に係る技術開発に関すること。
二 経済産業省の所掌に係る原子力に係る廃棄物の事業の発達、改善及び調整に関すること。

附 則
この政令は、平成二十七年七月十五日から施行する。

経済産業大臣 宮沢 洋一
内閣総理大臣 安倍 晋三

省 令

国土交通省令第五十二号

道路運送車両法(昭和二十六年法律第八十五号)第四十四条の規定に基づき、及び同法を実施するため、道路運送車両の保安基準及び道路運送車両法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。
平成二十七年七月十日
国土交通大臣 太田 昭宏

道路運送車両の保安基準及び道路運送車両法施行規則の一部を改正する省令
(道路運送車両の保安基準の一部改正)

第一条 道路運送車両の保安基準(昭和二十六年運輸省令第六十七号)の一部を次のように改正する。
第六十七条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

第五十五条の規定は、原動機付自転車(専ら道路(専ら自転車及び歩行者の一般交通の用に供する場所に限る。))の上を移動させることを目的として製作した特殊な構造を有するものに限る。について準用する。

(道路運送車両法施行規則の一部改正)

第二条 道路運送車両法施行規則(昭和二十六年運輸省令第七十四号)の一部を次のように改正する。
第五十四条第一項中「付されたもの」の下に「(専ら道路(専ら自転車及び歩行者の一般交通の用に供する場所に限る。))の上を移動させることを目的として製作した特殊な構造を有するものを除く。」を加える。